

会員各位

鎌倉市医師会 会長 山口 泰  
公衆衛生担当 理事 今井 一登

新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者の方々の健康  
フォローアップ及び SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体送付の  
徹底について

神奈川県医師会より通知が参りましたのでお知らせします。

こちらは鎌倉市医師会 HP へもアップロードしていますのでご確認ください。

日本医師会感染症危機管理対策室長  
釜 范 敏

新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者の方々の健康フォロー  
アップ及び SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について

今般、厚生労働省より、令和3年3月19日付（健Ⅱ558F）においてご案内いたしました、「新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者の方々の健康フォローアップ及び SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について」の令和3年3月31日の改訂版について、各都道府県等衛生主管部（局）宛てに事務連絡がなされましたので、ご連絡申し上げます。

同改訂版では、変異株に感染した方について、地域の感染状況等に応じて、医師が入院の必要が無いと判断した無症状病原体保有者や軽症者については、丁寧な健康観察を行うことができる場合には、宿泊療養として差し支えないこととされました。

同改訂版の別添「新型コロナウイルス変異株への対応に関する Q&A」においては、その上で、宿泊療養施設の受入可能人数の状況等を考慮し、また、宿泊療養の対象となる方のご理解を得ることが極めて困難な場合には、対象となる方が外出しないことを前提に、臨時応急的な措置として自宅療養とする一方、宿泊療養施設が確保できたときは、速やかに宿泊療養に移行することとされております（別添 Q2 参照）。

また、新型コロナウイルス感染症の患者等が退院後に、変異株が確認された場合は、その方が本事務連絡における変異株患者等の退院基準を満たしているかの確認が原則として必要である一方、既に入院措置が解除されて十分な期間を経た後に変異株の感染が確認された場合には、所管の保健所長の判断に基づき、この確認を不要としても差し支えないこととされました（別添 Q6 参照）。

事務連絡  
令和2年12月23日  
(最終改訂令和3年3月31日)

各 〔 都道府県  
保健所設置市  
特別区 〕 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者の方々の健康フォローアップ及び SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について

新型コロナウイルス感染症の変異株については、昨年来、英国や南アフリカ等において確認されています。変異株は、感染力が増していること等が懸念されています。我が国においても、変異株のクラスターが複数報告され、海外とのつながりが無い事例も継続的に確認されています。

こうした状況を踏まえ、我が国において変異した新型コロナウイルスによる感染拡大の防止のため、本邦入国前14日以内に新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者の方々の健康フォローアップ並びに SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及びウイルスゲノムを確認するための検体の提供の徹底等の対策の強化をお願い申し上げます。

また、これまでの対応を踏まえて、別添に Q&A を追加いたしましたのでご参考ください。今後も随時追加を行っていく予定です。

つきましては、貴職におかれては、下記について対応を改めて徹底するとともに、管内市町村、関係機関等への周知をお願いいたします。

(改正箇所は太字下線)

記

I. **新型コロナウイルス変異株流行国・地域に該当する入国者の方々に対する健康フォローアップについて**

1. **新型コロナウイルス変異株流行国・地域に該当する入国者の方々に対する健康フォローアップについては、国からの委託による入国者健康確認センターにおいて実施されています。詳細は「新型コロナウイルス感染症の変異株流行国・地域からの入国者に対する健康観察について」(令和3年1月19日付け厚生労働省新**

型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡（令和3年2月4日一部改正）<sup>1</sup>をご参照ください。また、新型コロナウイルス変異株流行国・地域以外からの入国者に対する健康フォローアップについては、「新型コロナウイルス感染症の水際対策強化に係る新たな措置を踏まえた入国者の健康フォローアップについて」（令和3年3月9日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）<sup>2</sup>をご参照ください。

2. 当面の間、新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴のある入国者に限らず、健康フォローアップ中の入国者が SARS-CoV-2 陽性と判定された場合には、変異株を確認するための PCR 検査を実施するようお願いいたします。

## II. 新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査における検体提出等について

- 「新型コロナウイルス感染症における積極的疫学調査について（協力依頼）」（令和2年3月16日付け事務連絡）<sup>3</sup>において依頼した、管内の地方衛生研究所及び「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」（令和2年3月4日付け健感発 0304 第5号）に基づき行政検査を委託している先に保管されている SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体の国立感染症研究所への提出の徹底をお願いしているところ、改めて「新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査における検体提出等について（要請）」（令和3年2月5日付け健感発 0205 第4号。最終改訂3月24日）<sup>4</sup>において検体等の提出をお願いしているところですので、ご参照の上対応の程よろしくお願いいたします。

## III. 変異株の患者及び当該患者に対する入退院・積極的疫学調査について

1. 当面の間、以下の者については、原則、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づく入院措置を行うこととし、迅速に対応がとれるよう、あらかじめ医療機関の確保等について調整しておくようお願いいたします。ただし、地域の感染状況等に応じて、医師が入院の必要が無いと判断した無症状病原体保有者や軽症者については、宿泊療養施設において丁寧な健康観察が行うことができる場合には、そのような取扱いとして差し支えありません。

- ① 新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴のある入国者であって、無症状の場合も含め新型コロナウイルス感染症患者及び疑似症患者
- ② 過去14日以内に新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴のある入

<sup>1</sup> 新型コロナウイルス感染症の変異株流行国・地域からの入国者に対する健康観察について  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000734331.pdf>

<sup>2</sup> 新型コロナウイルス感染症の水際対策強化に係る新たな措置を踏まえた入国者の健康フォローアップについて  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000750952.pdf>

<sup>3</sup> 新型コロナウイルス感染症における積極的疫学調査について（協力依頼）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000609448.pdf>

<sup>4</sup> 新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査における検体提出等について（要請）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000758692.pdf>